平成２５年（フ）第６７６号
神戸市北区鈴蘭台南町２丁目２番41号　ホワイトベアードＣ号
債務者　田中三重子
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６７７号
神戸市北区鈴蘭台南町２丁目２番41号　ホワイトベアードＣ号
債務者　田中　　栄
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７６６号
神戸市須磨区南落合１丁目24番10―709号
債務者　大川　弘樹
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８７０号
神戸市須磨区南落合１丁目24番10―709号
債務者　大川　尚子（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９１８号
神戸市東灘区西岡本２丁目25番３―805号
債務者　黒田ゆかり
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３８１号
さいたま市岩槻区本町４丁目２番12―311号
債務者　高橋　久子
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１７００号
名古屋市西区栄生３丁目５番１号
債務者　下川　拓弥
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１４１号
名古屋市天白区中平５丁目115番地　シャトレー中平203号、従前の住所名古屋市天白区植田３丁目1302番地　植田アイリス402号
債務者　竹内　　彰
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１６８号
愛知県豊明市二村台３丁目３番地１　豊明団地44棟308号
債務者　大橋眞奈美
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２４３号
愛知県知多郡南知多町大字片名字長谷16番地の35
債務者　左右田　忠
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４１７号
鹿児島県鹿児島市松原町10番22―304号
債務者　大山　浩秋
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第４５１号
鹿児島県鹿児島市原良７丁目38番18号
債務者　澤田　幸治
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第７２６号
熊本県菊池郡大津町大字陣内43番地２
債務者　内野　伸二
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第７３６号
熊本市北区山室１丁目３番24号
債務者　山田　　洋
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第７３７号
熊本市北区山室１丁目３番24号
債務者　山田り代子
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３２号
秋田県にかほ市金浦字金浦215番地４
債務者　今野　一豊
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで　秋田地方裁判所本荘支部

平成２５年（フ）第３５号
秋田県にかほ市金浦字塩焚浜105番地41
債務者　佐藤　　勝
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで　秋田地方裁判所本荘支部

平成２５年（フ）第２７０号
埼玉県深谷市常盤町76番地４
債務者　森田　和好
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部